

シンガポールにおける長崎県産農産物の魅力発信業務委託 仕様書

1. 業務名

シンガポールにおける長崎県産農産物の魅力発信業務委託

2. 業務の目的

本県農畜産物のさらなる輸出促進を図るため、重点ターゲット国に位置付けるシンガポールにおいて、県産いちごを活用した現地飲食店でのフェア開催や現地インフルエンサーによる SNS を活用した本県農産物等の魅力発信を行うことにより、県産農産物の販路拡大と認知獲得を図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

4. 予算額

2, 737, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5. 業務内容

（1）現地飲食店における県産いちごを活用した長崎フェアの開催

<概要>

本県産のいちごを活用した一般消費者向けのフェアを開催し、本県農産物等の認知度向上及び消費拡大につなげる。

<業務内容>

① 飲食店での県産いちごを活用したフェアの開催

実施時期：令和8年2月から3月

実施場所：シンガポール国内の飲食店

内 容：

（ア）シンガポール国内でスイーツやデザートを主力とする現地飲食店を選定し、企画提案を行うこと。

（イ）具体的な実施時期、実施場所については、県と協議のうえ決定すること。

（ウ）県の意向を踏まえ、適宜、飲食店との調整を行うこと。

- (エ) メニュー開発やフェア期間に使用する県産いちごが滞りなく供給できるよう輸入商社等との調整について、具体的に企画提案を行うこと。
- (オ) 店舗の SNS を活用するなど、効果的な集客促進、販売活動を行うこと。
- (カ) 県産いちごのシェフの評価や店舗スタッフからの消費者の反応について、ヒアリングを実施し、フィードバックを行うこと。

(2) 現地インフルエンサーによる SNS を活用した本県農産物等の魅力発信

<概要>

長崎県産農産物の販売促進のため、Facebook や Instagram、YouTube などの現地消費者に強い影響力を持つ現地インフルエンサーを活用したプロモーションにより、本県農産物の認知度向上を図るとともに、現地消費者の購買意欲を喚起する。

<業務内容>

① 現地インフルエンサーの手配、投稿内容の企画・実施業務

内 容：

- (ア) シンガポール国内で日常的に投稿頻度が高く、フォロワー数が2万～10万人程度のインフルエンサーの中から、閲覧率が高く、影響力のある人物を複数名選定し、合計10回以上の投稿を行うこと。
- (イ) 選定予定のインフルエンサーについては、氏名、フォロワー数およびインフルエンサーの特徴を具体的に提案すること。
- (ウ) 「いちご」の認知度向上と需要喚起を目的として、海外消費者に強く印象づけることができる、映像美に優れた高品質な動画または写真素材を作成し、SNS で投稿すること。
- (エ) (1) の取組と連携したプロモーションとなるよう、作成した素材については、SNS などへ掲載し、発信を行うこと。
- (オ) 公開情報の範囲で投稿した内容について、コメントの翻訳・集計・分析を行うこと。
- (カ) 受託者は、SNS 発信に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。

6. 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し、確保すること。また、業務

実施体制表を作成し、契約締結後速やかに県へ提出すること。提案者においては、県との連絡調整方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。

- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、事業の実施及びその他の事業に関連する事項にあたっては、事前に県の担当者と協議し、県担当者に実施状況と報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

7. 業務完了報告

- (1) 業務完了後速やかに、以下の書類を作成し、提出すること。

①委託業務完了届 紙媒体 1部

②実施報告書 紙媒体 1部及び電子媒体 1部

- (2) 納品場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県 農林部 農産加工流通課 企画・輸出振興班

8. その他留意事項

- (1) 受託事業者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、管理業務を除く業務の一部を再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記の上、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、県の承認を得なければならない。
- (3) 県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記請求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に書面で通知しなければならない。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (5) 受託者は、成果物（中間成果物を含む）を県に提出した日をもって、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を県に無償で譲渡するとともに、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (6) 制作した動画の中で、既に他の者が著作権を持つ素材等が含まれている場合にあっては、受託者において期限の制限なく承諾を得るとともに、これらに係る必要経

費は受託者の負担とすること。

- (7) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら長崎県の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (8) 動画等の制作にあたり、使用する素材に人権問題等の不適切な表現等がないか確認を行うこと。また、文化的多様性や公平性に配慮した内容とすること。
- (9) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (10) 受託者は、本業務の関係書類等を整備・保管し、必要に応じて行う書類の提出や実施検査等に協力すること。
- (11) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること、納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (12) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。